

【参考資料】

議案第70号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

当該条例第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による」を「第61条の2第20項に規定する」に改正を行うもの

3 施行期日等

令和7年4月1日

担当

総務部職員課人事研修係

電話463-3191